

令和2年度名古屋市教育委員会第17号議案

名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案について

1 改正理由・内容

(1) 入学検定料の納付について

市立高等学校の入学検定料は、これまで、現金の持参又は現金書留による納付方法のみが定められていたところ、納付書による入学検定料の納付が可能となるよう規定の整備を行います。

(令和2年度以前の入学者選抜における入学検定料の納付方法等)

納付方法	納付時期
現金を高校に持参	入学願書と同時に持参
現金書留	入学願書と同時に郵送



(令和3年度以降の入学者選抜における入学検定料の納付方法等)

納付方法	納付時期
現金を高校に持参	入学願書と同時に持参
現金書留	入学願書と同時に郵送
納付書により納付	入学願書提出前の指定の期間内に納付 (入学願書には納付済証明書を貼付)

(2) 入学検定料の還付について

納付書による入学検定料の納付は、入学願書提出前に納付されることから、入学願書を提出しなかった場合等に入学検定料の還付が可能となるよう規定の整備を行います。

2 施行期日

公布の日から施行します。

3 規則案・新旧対照

別紙のとおり

(案)

名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年9月 日

名古屋市教育委員会教育長 鈴木 誠 二

名古屋市教育委員会規則第 号

名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則

名古屋市立高等学校学則（平成11年名古屋市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「入学願書に添えて」を「指定の納付方法に応じ、それぞれ指定する期間内に」に改める。

第24条ただし書中「、授業料」の次に「、入学検定料」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(参 考)

新 旧 対 照

名古屋市立高等学校学則（抜すい）

改 正 案	現 行
<p>(入学料及び入学検定料の納付)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 入学検定料は、<u>指定の納付方法に応じ、それぞれ指定する期間内に納付しなければならない。</u></p> <p>(授業料、入学料、入学検定料及び聴講料の不還付)</p> <p>第24条 既納の授業料、入学料、入学検定料及び聴講料は、これを還付しない。ただし、第20条第1項の規定により納付された授業料が同条第2項の規定により免除されたとき、その他委員会が特別な事由があると認めるときは、<u>授業料、入学検定料又は聴講料の全部又は一部を還付することがある。</u></p>	<p>(入学料及び入学検定料の納付)</p> <p>第22条 (略)</p> <p>2 入学検定料は、<u>入学願書に添えて納付しなければならない。</u></p> <p>(授業料、入学料、入学検定料及び聴講料の不還付)</p> <p>第24条 既納の授業料、入学料、入学検定料及び聴講料は、これを還付しない。ただし、第20条第1項の規定により納付された授業料が同条第2項の規定により免除されたとき、その他委員会が特別な事由があると認めるときは、<u>授業料又は聴講料の全部又は一部を還付することがある。</u></p>